

建築設計業務委託特記仕様書

令和 8 年 4 月 版

千葉市都市局建築部

建築設計業務委託特記仕様書（令和8年4月版）

第1 業務概要

1 委託名 千葉市動物公園動物科学館中央監視装置外改修実施設計業務委託

2 履行期間 210日間

3 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 千葉市動物公園
(2) 敷地の場所 千葉市若葉区源町280番地
(3) 施設用途 文化施設
(4) 対象棟名称 動物科学館

4 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）において「□」及び「■」が付された項目においては「■」が付されたものを適用する。

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地の面積 m²
イ 用途地域及び地区の指定 無し（市街化調整区域）

(2) 施設の条件

ア 施設の延べ面積（計画面積） 5,065.26 m²
イ 主要構造 R C ・ 一部 S 造
ウ 階数 地上2階 地下1階

エ 耐震安全性の分類

□ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

(ア) 構造体 II 類
(イ) 建築非構造部材 B 類
(ウ) 建築設備 乙 類
オ 防火対象物の用途区分 () 項

(3) 建築概要

□ 新築等 ()
■ 改修等 ()
□ その他 ()

(4) 設備概要

ア 電気設備

■ 電灯設備 □ 誘導支援設備
■ 動力設備 □ テレビ共同受信設備
□ 電熱設備 □ テレビ電波障害防除設備
□ 雷保護設備 □ 監視カメラ設備

- | | |
|--|--|
| ☐ 受変電設備 | ☐ 駐車場管制設備 |
| ☐ 電力貯蔵設備 | ☐ 防犯・入退室管理設備 |
| ☐ 発電設備 | ☐ 自動火災報知設備 |
| ☐ 構内情報通信網設備 | ☐ 中央監視制御設備 |
| ☐ 構内交換設備 | ☒ 構内配電線路 |
| ☐ 情報表示設備 | ☒ 構内通信線路 |
| ☐ 映像・音響設備 | |
| ☒ 拡声設備 | |

イ 機械設備

- | | |
|--|--|
| ☒ 空気調和設備 | ☐ 消火設備 |
| ☒ 換気設備 | ☐ 厨房機器設備 |
| ☐ 排煙設備 | ☒ ガス設備 |
| ☒ 自動制御設備 | ☐ 排水処理設備 |
| ☐ 衛生器具設備 | ☐ ごみ処理設備 |
| ☒ 給水設備 | ☐ 昇降機設備 |
| ☐ 排水設備 | ☐ 給湯設備 |

(5) 関係工事名称(予定)

千葉県動物公園動物科学館空調設備改修工事

千葉県動物公園動物科学館中央監視装置改修工事

千葉県動物公園動物科学館空調設備改修電気設備工事

(6) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ・ 図面枠仕様
- ・ 計画主旨説明書

第2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書（千葉市都市局建築部）」（令和7年4月版）による。

1 設計業務の内容及び範囲

（1）一般業務の範囲

ア 基本設計

- ☐ 建築（総合） 基本設計に関する標準業務
- ☐ 建築（構造） 基本設計に関する標準業務
- ☐ 電気設備 基本設計に関する標準業務
- ☐ 機械設備 基本設計に関する標準業務

イ 実施設計

- ☐ 建築（総合） 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ☐ 建築（構造） 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ☒ 電気設備 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ☒ 機械設備 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

（2）追加業務の内容及び範囲

- ☒ 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成）
- ☐ 計画通知、確認申請に関する手続業務（手数料の納付は含まない）（既存不適格調書等の書類作成を含む）
- ☐ 構造計算適合性判定を含む
- ☐ 建築物エネルギー消費性能適合判定を含む
- ☐ 透視図作成
〔種類（ ）判の大きさ（ ）枚数（ ）額の有無（ ）材質（ ）〕
- ☐ 透視図の写真撮影
〔カット枚数（ ）判の大きさ（ ）白黒・カラーの別（ ）電子データ（ ）〕
- ☐ 模型製作
〔縮尺（ ）主要材料（ ）ケースの有無（ ）材質（ ）〕
- ☐ 模型の写真撮影
〔カット枚数（ ）判の大きさ（ ）白黒・カラーの別（ ）電子データ（ ）〕
- ☐ 千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に係る申請に関する手続業務（標識の作成・設置、標識作成届の作成・届出）
- ☐ 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条第4条に係る届出又は第7条第2項に係る申請に関する手続業務（届出・申請図書作成、届出・申請、承認書等の受理）
- ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る届出に関する申請業務（届出図書の作成、届出）
- ☒ 建設副産物の処理基準及び再生資源の利用基準によるリサイクル計画書の作成
- ☐ 建築物総合環境性能評価システム（CASBE）による評価に係る業務
- ☒ 概略工事工程表の作成
- ☐ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に係る申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、認定書の受理）
- ☐ 同第4項を含む

- ☐ 耐震判定書の取得に係る届出に関する手続業務（耐震判定に係る資料作成、届出手続、判定書の受理）
- ☐ 耐震改修に係る工法選定検討に係る業務
- ☐ 建築基準法第7条の6第1項仮使用承認申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、認定書の受理）
- ☐ 建築基準法第48条用途規制に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- ☐ 建築基準法第52条容積率に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- ☐ 建築基準法第53条建ぺい率に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- ☐ 建築基準法第55条低層住宅専用地域の高さ限度に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- ☐ 建築基準法第56条高さ制限に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- ☐ 建築基準法第56条の2日影規制に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- ☐ 建築基準法第59条の2総合設計制度に係る許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、許可書の受理）
- ☐ 建築基準法12条5項に係る報告業務
- ☐ 建築基準法12条5項に係る報告書の作成（昇降路の構造検討資料作成）
- ☐ 既存建築物の計画通知を含む
- ☐ 既存不適格調書の作成
- ☐ 建築基準法第86条の2第1項一団地の総合的設計制度に係る建築認定申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、認定書の受理）
- ☐ 千葉県福祉のまちづくり条例に係る届出に関する手続業務（届出図書の作成、届出）
- ☐ 高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律に係る認定申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、認定書の受理）
- ☐ 千葉市特定建築物維持管理指導要綱に係る事前協議申請業務（申請図書作成、申請、結果書の受理）
- ☐ 千葉市火災予防条例第43条の3工事中の消防計画届出書の作成
- ☐ 都市計画法第34条市街化調整区域に係る開発行為許可申請に関する手続業務（申請図書作成、申請手続、証明書の受理）
- ☐ 都市計画法施行規則第60条に係る証明書交付に関する手続業務（申請図書作成、申請手続証明書の受理）
- ☐ 千葉市都市景観条例に係る届出に関する手続業務（届出図書作成、届出）
- ☐ 周辺環境報告書の作成
- ☐ 維持保全計画書の作成
- ☐ 住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く）

（３）特別経費の内容及び範囲

- 現地調査に係る費用
- ☐ 地質調査及び分析費用
- ☐ 外壁劣化調査に係る業務（既存塗膜引張試験含む）（検体数： ）
- ☐ アスベスト成形板等の調査・分析に係る業務（定性分析件数： ）（定量分析件数： ）
- ☐ 材質調査に係る業務
- ☐ PCB使用機器調査及び絶縁油中のPCB含有量試験に係る業務
- ☐ 耐震判定費

- ☐ 構造適合性判定に係る判定資料の作成業務及び適合判定通知書の取得
- ☐

2 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ウ 積算業務は、実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

特記仕様書に記載されていない事項は以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

ア 共 通

- 官庁施設の基本的性能基準 (令和6年3月25日国営整第207号)
(国営設第184号)
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年3月29日国営計第126号)
(国営整第198号)
(国営設第135号)
- 官庁施設の環境保全性基準 (令和7年3月14日国営環第1号)
- 建築工事積算基準(千葉市都市局建築部) (令和6年4月版)
- 公共建築工事積算基準 (平成28年12月20日国営積第18号)
- 公共建築工事積算基準等資料 (令和7年12月10日国営積第3号)
- 公共建築工事積算基準の解説 (建築工事編・設備工事編) (令和5年基準)
- 公共建築工事共通費積算基準 (令和7年3月19日国営積第4号)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (令和7年12月10日国営積第2号)
- 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説 (令和5年版)
- 建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準 (令和3年4月改正)
- ☐ 公共住宅建設工事共通仕様書 (令和4年度版)
- ☐ 公共住宅建設工事共通仕様書解説書 (平成16年度版)
- ☐ 公共住宅改修工事共通仕様書 (初版)
- 電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編](千葉市都市局建築部)
(令和5年4月版)
- 建築工事積算マニュアル(千葉市都市局建築部建築管理課) (令和8年4月版)

イ 建 築

- ☐ 建築工事設計図書作成基準 (令和2年9月30日国営整第105号)
 - ☐ 建築工事設計図書作成基準の資料 (令和2年9月30日国営整第105号)
- この基準を本委託に適用する。
- この基準内で適用する技術基準等は、特記仕様書に記載の技術基準等を優先する。
- ☐ 敷地調査共通仕様書 (令和4年3月14日国営整第151号)
 - ☐ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)
 - ☐ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)
 - ☐ 公共木造建築工事標準仕様書 (令和7年版)
 - ☐ 建築設計基準 (令和7年8月4日国営整第86号)
 - ☐ 建築設計基準の資料 (令和7年8月4日国営整第86号)

- ☐ 建築設計基準及び同解説 (平成18年版)
- ☐ 建築構造設計基準 (令和3年3月30日国営建技第21号)
- ☐ 建築構造設計基準の資料 (令和3年3月30日国営建技第21号)
- ☐ 木造計画・設計基準 (令和7年3月31日国営木第12号)
- ☐ 木造計画・設計基準の資料 (令和7年3月31日国営木第13号)
- ☐ 建築工事標準詳細図 (令和4年版)
- ☐ 擁壁設計標準図 (平成12年版)
- ☐ 構内舗装・排水設計基準 (平成27年3月31日国営整第297号)
- ☐ 構内舗装・排水設計基準の資料 (平成27年3月31日国営整第297号)
- ☐ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (令和7年5月)

ウ 建築積算

- ☐ 公共建築数量積算基準 (令和5年3月29日国営積第8号)
- ☐ 建築数量積算基準・同解説 (令和5年版)
- ☐ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) (令和5年3月29日国営積第8号)
- ☐ 建築工事内訳書標準書式・同解説 (令和5年版)
- ☐ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編) (令和7年3月19日国営積第4号)
- ☐ 公共住宅建築工事積算基準 (令和5年度版)
- ☐ 営繕工事積算チェックマニュアル (令和7年12月10日国営積第9号)

エ 設 備

- 建築設備計画基準 (令和6年3月8日国営設第157号)
 - 建築設備設計基準 (令和6年3月8日国営設第159号)
 - 建築設備工事設計図書作成基準 (令和6年3月8日国営設第161号)
- この基準を本委託に適用する。
- この基準内で適用する技術基準等は、特記仕様書に記載の技術基準等を優先する。
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和7年版)
 - 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (令和7年版)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和7年版)
 - 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和7年版)
 - 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (令和7年版)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和7年版)
 - ☐ 雨水利用・排水再利用設備計画基準 (平成28年版)
 - 建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版)
 - 建築設備設計計算書作成の手引 (令和6年版)
 - ☐ 雨水利用設備設計マニュアル(千葉市都市局建築部建築設備課)

オ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (令和7年3月19日国営積第4号)
- 公共建築設備数量積算基準・同解説 (令和6年版)
- 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (令和7年12月10日国営積第2号)
- 建築工事内訳書標準書式【設備工事編】・同解説 (平成30年版)
- 公共建築工事見積標準書式(設備工事編) (令和7年12月10日国営積第2号)
- ☐ 公共住宅電気設備工事積算基準 (令和5年度版)
- ☐ 公共住宅機械設備工事積算基準 (令和5年度版)
- 営繕工事積算チェックマニュアル (令和7年12月10日国営積第9号)

(3) 業務実績情報の登録

受注者は、契約金額100万円以上の業務について、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の承諾を受ける。また、業務完了後に速やかに登録を行う。

（４）作業計画書

作業計画書には、次の内容を記載する。

なお、プロポーザル方式による手続を経て業務を受注した場合は、技術提案書に基づき作業計画書を作成する。

ア 対象となる建築物の概要

イ 業務の種類及び内容、実施方法及び業務実施期間

ウ 作成する設計図書の種類

エ 主任技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、業務経歴

オ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、業務経歴

カ 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野（協力者がある場合）

キ プロポーザル方式による手続を経て業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続を経て設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

ク 作業スタッフ組織表

ケ 作業予定表

コ 報酬の額、支払時期及び契約の解除に関する事項

サ 個人情報管理責任体制

シ その他

（５）主任技術者等の資格要件

ア 主任技術者

主任技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

☐ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士を____年以上有する者とする。

☐ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を____年以上または建築士法第2条第3項に規定する二級建築士を____年以上有する者とする。

☒ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士の資格を有するものとする。

イ 担当技術者

担当技術者とは主任技術者のもとで、業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。また、担当技術者の資格要件は次による。

（ア）建築（意匠）

☐ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を____年以上または建築士法第2条第3項に規定する二級建築士を____年以上有するものとする。

☐

（イ）建築（構造）

☐ 建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士を有するものとする。

☐ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を____年以上または建築士法第2条第3項に規定する二級建築士を____年以上有するものとする。

☐

(ウ) 電気設備

■ 当該業務の内容と同等以上の業務経験を有するものとする。

(エ) 機械設備

■ 当該業務の内容と同等以上の業務経験を有するものとする。

(6) 貸与資料等

ア 既存設計図書等

■ 既存建築物設計図書一式

□ 既存工作物設計図書一式

イ 既存資料

□ 既存敷地調査資料（柱状図）

ウ 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	適 用
・ 既存建築物設計図書一式（画像データ） ・ 科学館空調改修Ⅰ期工事竣工図一式(CAD)：令和6年度竣工 ・ 熱負荷計算書（PDF）：令和4年度作成 ・ 科学館空調改修Ⅱ期工事設計図(CAD)：令和4年度作成 ・ その他令和8年度発注予定工事設計図(CAD)	

貸与場所	都市局建築部建築設備課	貸与時期	業務着手時
返却場所	都市局建築部建築設備課	返却時期	業務完了時

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

ア 業務着手時

イ 監督職員又は主任技術者が必要と認めた時

ウ その他（ ）

(8) 設計業務報告書の作成

前月の作業内容、作業の進捗状況及び進捗見込み、完了日を記入し、監督職員に提出する。

また、監督職員の指示により、作業の進捗状況が確認できる資料等を提出すること。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

ア 指定部分

(ア) 範囲 _____

(イ) 履行期限 _____

イ 成果物の提出場所 都市局建築部建築設備課

ウ 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

エ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(ア) 写真は、発注者が行う事務並びに発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用する事ができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(イ) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

a 写真を公表すること。

b 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

オ BIMの活用

□ 本業務は、受注者の任意で実施する希望によるBIM活用の対象業務である。実施に際しては、別に定める「千葉市営繕業務BIM活用試行要領」に基づき実施するものとする。

カ 契約金の支払方法について

□ 本委託は会計年度が2か年にわたる事業であり、委託料は各会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。

なお、令和____年度の支払限度額は請負代金額の____%、当該支払限度額に対応する令和年度出来高予定額は請負代金額の____%とし、令和____年度の支払限度額は請負代金額の____%、当該支払限度額に対する令和____年度出来高予定額は請負代金額の____%とする。

3 注意事項

(1) 設計上の注意事項

ア 材料、工法等

(ア) 材料及び工法等の選定にあたっては、特に監督職員の指示がない場合は受注者がこれを選定し、その比較検討内容について監督職員の承諾を得ること。

(イ) 製造業者又は専門工事業者の協力が必要な材料及び工法等を選定する場合、又は特許権の対象となっている材料及び工法等を選定する場合は、事前に監督職員と協議すること。

(ウ) 材料及び工法の選定にあたっては、原則としてJIS規格品、工場出来合品(レディメイド品)等信頼できるものとし、できる限り既製品、規格品を有効に使用すること。なお、製造業者又は専門工事業者の指定は原則として行わない。また、材料及び工法等の名称は普通名詞をもって表現すること。

イ 施設の維持管理が容易に出来るよう設計すること。

ウ 工事施工に当たり容易に確実に、また安全に施工できるよう設計に留意すること。

エ 既存施設等がある場合、特に既存設備の内容、取り付けや接合部を明確に図示すること。

オ 受注者は、当該業務に関係する別途工事及び設計業務がある場合、各工事及び設計業務間の取合いについては十分な打合せを行い、業務の円滑化を図ること。

カ 施設の場所の周辺環境に適合し、かつ公害、環境破壊のないよう配慮すること。

キ 関連法規を遵守し、設計当初より関係監督官庁と十分に連絡、打合せをすること。

なお、計画通知等の届出に必要な書類は早めに準備すること。

ク 設備工事において、負荷計算等が必要な場合は計算書を提出すること。

ケ 受注者は検査に合格した後においても成果物にかしがあることが発見されたときは、監督職員の定める期間により成果物の修補をしなければならない。また、これに要する費用は受注者の負担とする。

コ 受注者は、設計VEの対象となった場合、監督職員の指示により、必要な資料を提出すること。また、設計VEにより提案があった場合、その検討及び実施に協力すること。

サ その他、詳細については監督職員の指示による。

(2) 積算上の注意事項

ア 鉄骨、鉄筋工事等は、地中梁以下及び階ごと(地下階を含む)に積算し、累計表にまとめること。

イ コンクリート工事等は、打設ごとに積算し、累計表にまとめること。

ウ 仕上工事の内装・金属・雑工事等は、部屋ごとに積算し、累計表にまとめること。

エ 施設に複数の棟がある場合は、棟ごとに積算調書を作成すること。

- オ 製造業者又は専門工事業業者の見積価格（カタログ含む）等を参考にする場合は、市中における取引状況等を把握するためヒアリング等を行い、見積は原則として３社以上の資料とし、比較表にまとめること。
- カ 内訳書の数量が「一式」の項目については、その内容を裏づける資料を提出すること。
- キ 積算の根拠となった資料及びカタログ類は整理し、提出すること。
- ク 積算については、営繕工事積算チェックマニュアル（令和６年３月２５日国営積第１２号）に基づき、設計図書、施工計画、数量書等の再確認を行うこと。
- ケ その他、詳細については監督職員の指示による。

（３）その他の注意事項

ア CADにおける図面表現上の注意事項

- （ア）不要な情報はなるべく記載せず、本来表現されるべきものを明示する。
- （イ）他のCADデータの引用により過度に圧縮された表現が生じないように工夫し、また文字表現、線種、書き入れ密度などのバランスを考慮し視認性を確保する。

（４）書類作成上の注意事項

ア 一般書類

（ア）基準類

- ・電子納品は「電子納品運用ガイドライン〔建築工事・委託業務編〕」による。
- ・工事費内訳書の作成は、営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

（イ）書類一般

- ・書類の作成においては、項目立てを整理し、必要な場合は図版、表などを利用しながら、内容をバランスよく表現する。
- ・書類のとりまとめは、第２４成果物、提出部数等によるが、監督職員と協議の上適宜変更できる。
- ・版形はA4を基本とし、必要に応じてA3を使用する。
- ・必要に応じてカラー等も使用する。
- ・A4の書類は原則として両面印刷とする。
- ・ベースが白色であることが必要な写真や画像類の印刷以外は、再生紙の利用に努める。

（ウ）ファイルもしくはファイリング

- ・内容物に応じて、フラットファイル、パイプファイル等を使用する。A4を基本とする。
- ・内容を表紙および背表紙に表示する。原則として内容の名称及び年月とする。
- ・書類作成時期が数期に分かれる場合は、時系列を考慮してまとめる。

（エ）コンテナ（※資料 参照）

- ・提出にあたっては樹脂製コンテナに収め提出する。
 - ・内容をコンテナの５面（蓋および側面４面）に大きく表示する。
 - ・寸法の目安として、幅39cm×奥行53cm×高さ32cm 程度のものとする。
- また、内容物が少ない場合は適宜小型のコンテナを使用する。

イ 図面等

（ア）図面（データ）

- ・図面表現においては、「CADにおける図面表現上の注意事項（仕様書本文）」による。

（イ）製本

- ・A3版の製本には光学的に縮小したものでなく、データから直接出力したものを使用する。
- ・図面製本における製本用紙は、横目用紙（Y目）とする。
- ・二つ折製本は「寒冷紗補強くみ製本」による見開き製本とする。（※資料 参照）
- ・表紙及び背表紙に内容及び作成年月を記載する。（合本の場合は工種も記載。）背表紙の表

示は製本の幅が狭い場合は監督職員の指示による。

ウ その他

(ア) 著作権

・地図等、他者の作成したデータを使用する場合は、著作権を尊重し、利用規約を遵守する。

(イ) 環境負荷の低減

・紙使用量の削減など環境負荷の低減に配慮する。

4 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成 果 物	体裁	部数	適 用
1 建築（総合） ☐ 建築（総合）※基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） ☐ 工事費概算書 ☐ 仮設計画概要書 ☐ 基本設計図（構造・設備を含む）			
2 建築（構造） ☐ 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ☐ 工事費概算書			
3 電気設備 ☐ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ☐ 工事費概算書			
4 機械設備 ☐ 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ☐ 工事費概算書			

成 果 物	体裁	部数	適 用
5 その他 ☐ 透視図 ☐ 模型 ☐ リサイクル計画書 ☐ 公共建築整備指針に係るアカウント ビリティシート ☐ 電子納品成果物	 A4 A4 CD-R 又は DVD-R	一式 一式 一式	第2 1(2)参照 電子データ共 第2 1(2)参照
6 資料 ☐ 各種技術資料 ☐ 各記録書 ☐ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) 目標値報告書 ☐ 基本設計図 (電子データ) ☐ 基本設計図 (製本) ☐ 基本設計図 (縮小製本)	A4 A4 A4 CD-R 又は DVD-R pdf A1 見開き製本(A2) A3 見開き製本(A4)	 一式	

- (注) ・ 建築 (構造) の成果物は、建築 (意匠) 基本設計の中に成果物に含めることができる。
- ・ 電気設備及び機械設備の成果物は、建築 (意匠) 基本設計の成果物の中に含めることができる。
 - ・ 建築 (意匠) 設計図は、適宜、追加してもよい。
 - ・ 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。製本形態等は、原則として特記仕様書による。
 - ・ 電子データ等の提出については、電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]による。

(2) 実施設計

成 果 物	体裁	部数	適用
1 建築（総合） ☐ 建築（総合）設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 外構図 総合仮設計画図 ☐ 工事費概算書 (提出期日： 年 月末まで) ☐ 色彩計画書	A1 見開き製本(A2) A3 見開き製本(A4)		製本は工事別 図面枠（別図） 意匠・構造の合本 意匠・構造の合本__部
2 建築（構造） ☐ 建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ☐ 工事費概算書 (提出期日： 年 月末まで) ☐ 構造計算書 ☐ 判定書	A1 見開き製本(A2) A3 見開き製本(A4)	※ ※ 一式	製本は工事別 図面枠（別図） ※建築（総合）による ※建築（総合）による

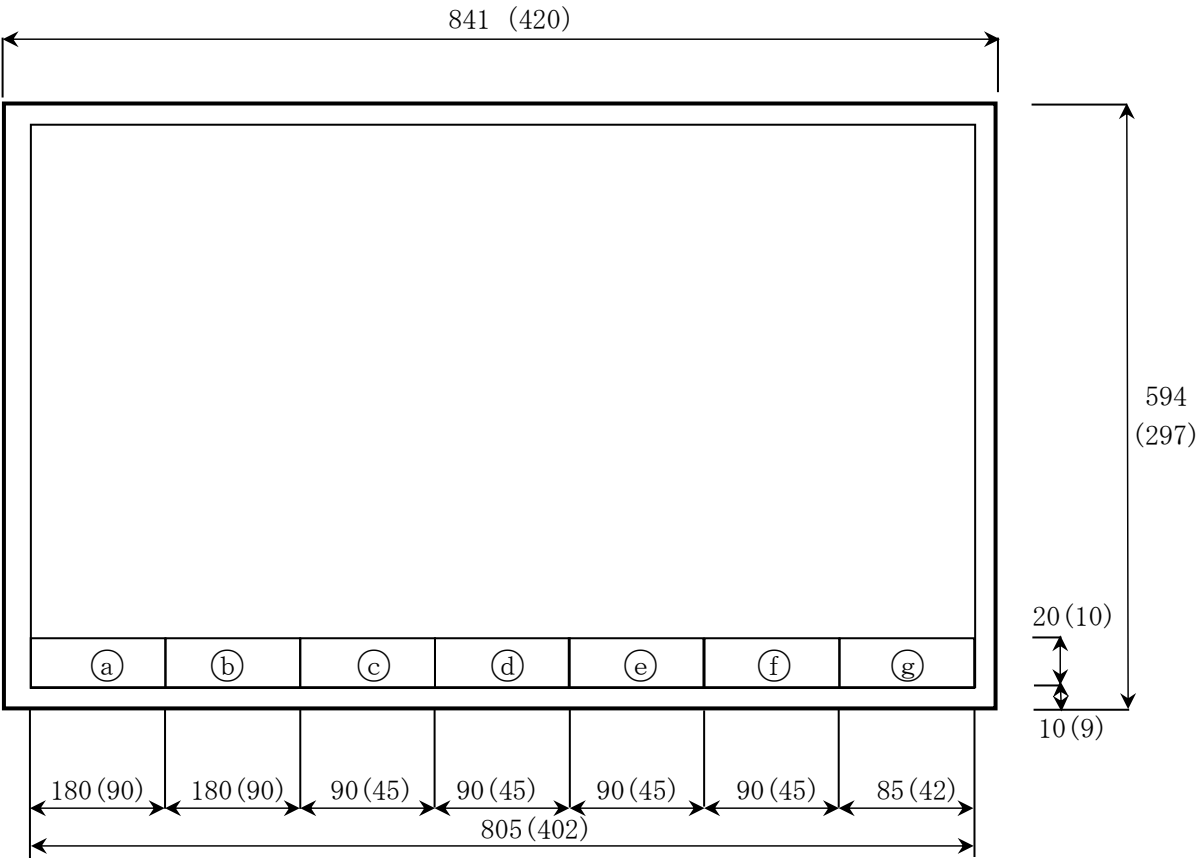
[illegible]

成 果 物	体裁	部数	適用
☐ 千葉市都市景観条例に係る届出書 ☐ 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に係る届出書 ☐ 千葉市特定建築物維持管理指導要綱に係る届出書 ☐ 周辺環境報告書 ☒ 電子納品成果物 ☒ 設計業務報告書 ☐ 建築基準法第 12 条 5 項による報告書 ☐ 住民説明等に必要な資料 ☐ 耐震判定に係る判定資料 ☐ 工法選定検討資料 ☐ アスベスト調査報告書	A4 A4 A4 A4 CD-R 又は DVD-R A4 A4 A4	 2 部 1 部 一式 一式 一式 	 工事別 工事別 工事別
9 資料 ☒ 各種技術資料（必要に応じて） ☐ 構造計算データ ☒ 各記録書 ☐ 伺用設計図書	A4 A4 A4 A3 折込白厚紙製本 工事名称黒文字 (A4)	一式 一式 	工事別 工事別 工事別 工事別

- (注) ・ 積算数量算出書の作成は、営繕積算システム R I B C 2 ((財)建築コスト管理システム研究所) による。
- ・ 設計図は、適宜、追加してもよい。
 - ・ 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。製本形態等は、原則として特記仕様書による。
 - ・ 電子データ等の提出については、電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]による。

設計図記入例

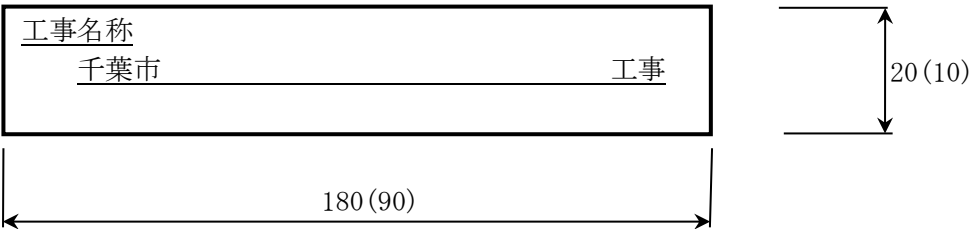
1 製図用紙（トレーシングペーパー等）の規格 A 1（A 3）（単位：mm）（ ） 数値は A 3 版



①



②



③

設計年月日	令和 年 月 日
特記事項	

7.5 (5) 82.5 (40) 20 (10)

④

変更年月日	令和 年 月 日
特記事項	

7.5 (5) 82.5 (40) 20 (10)

⑤

変更年月日	令和 年 月 日
特記事項	

7.5 (5) 82.5 (40) 20 (10)

⑥

図面名	
-----	--

7.5 (5) 82.5 (40) 20 (10)

⑦

縮尺		図面番号	
----	--	------	--

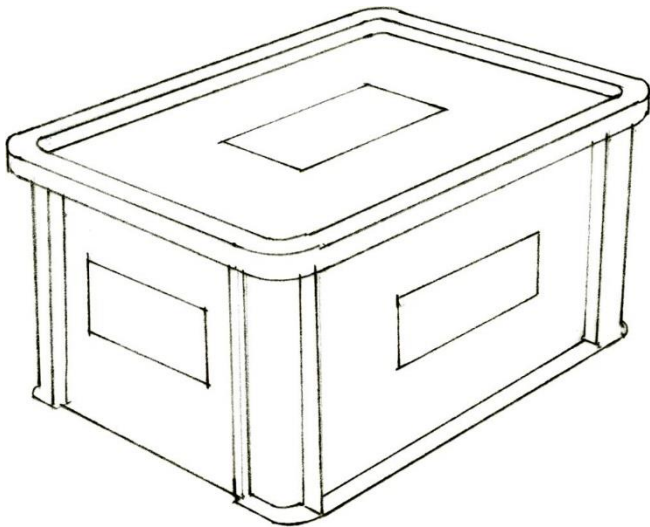
7.5 (5) 35 (16) 7.5 (5) 35 (16) 20 (10)

※資料

寒冷紗補強くるみ製本



コンテナ及び表示



※工事内容をコンテナの5面（蓋及び側面4面）に大きく表示する。

表紙及び背表紙の表示（基本形）

千葉市□□□□□□□□ （合本は工種を記載） 令和〇〇年X月	千葉市□□□□□□□□ （合本は工種を記載） 令和〇〇年X月
--------------------------------------	--

計画主旨説明書

1 目的

施設運営に支障をきたすことなく、千葉市動物公園動物科学館における老朽化した中央監視装置及び空調設備を改修することを目的とする。

○自動制御設備

- ・旧中央監視装置から、新中央監視装置へのポイントの取込み・統合を行う。（旧中央監視装置は撤去）
- ・動物公園敷地内の管理事務所、レストラン、正門、西口ゲート、污水处理場、展望デッキに設置の既設リモート盤から、中央監視装置が設置されている動物科学館への伝送幹線の引替えを行う。（既設配線経路の調査を含む）
- ・24時間系統ボイラー更新に伴い、付随する自動制御設備等の必要な改修を行う。
- ・バイオマスボイラー（令和8年度新設予定）、ボイラー、冷凍機及びその関連設備用の監視ポイントを新中央監視装置に取込む。
- ・上記に付随する自動制御設備、各種配管配線等の必要な改修をすべて含む。

○空調設備関係

- ・24時間系統ボイラー及び温水ポンプ等ボイラー周辺設備の更新、及び配管配線等の必要な改修を行う。
- ・ボイラー、冷温水発生機の燃焼に必要な空気量及びボイラー室内に必要な換気量を算定し、ボイラー室内の給排気ファンの選定を行う。選定した給排気ファンについては、ボイラー及び冷温水発生機に連動して発停する制御を検討し、自動制御設備または電気設備図面に反映すること。
- ・動物科学館機械室において、空調用補給水を井水から上水へ切替えを行う。
- ・冷却塔2基に冷却塔水管理装置を増設する。（既存：別置型、新設：併設型）また、冷却塔補給水の上水減免措置について関係官署と協議を行い、減免メーター設置の設計を行う。

○電気設備関係

- ・上記改修に必要な電気設備の改修

○建築関係

- ・上記改修に必要な改修

○共通

- ・今回改修範囲において、直近の空調・自動制御・電気設備改修工事の工事内容を設計・積算において反映・修正する。

2 設計方針

実施設計にあたり現場調査や施設管理者からのヒアリング等により既存設備の状態、施設側の要望、工事施工条件、既存構造体や既存設備を十分に把握し、この改修に必要な機械設備・電気設備・建築の実施設計を行うものとする。

3 計画留意点、その他条件等

- ・改修工事期間中の施設運営計画立案のため、概略工事工程表を概算工事費用とともに提出する。なお、提出時期は、令和8年8月下旬までとする。
- ・最新与条件における熱負荷計算を実施し、必要なボイラーの選定を行う。
- ・機器や安全弁等の適正な設定圧力の検討を行う。
- ・自動制御の各機器類は、直近工事で更新した機器を除いて全面更新とし、制御盤・警報盤類の盤筐体は、再利用しサブパネルにて更新を行うこと。配線類においては、各機器の設置位置、老朽化など、各配線ごとの条件に基づき、必要に応じて撤去新設または既設再利用を選択すること。
- ・施設管理者と十分協議し、施設の運営に支障が無いよう工事中の仮設計画を立てること。

- ・施設屋上に重量物を新設する場合は、建築構造上の検討を行うこと。また1 k N以上の荷重がかかる機器の固定方法は、建築設備耐震設計施工指針（2014年版）に基づき基礎も含め十分に検討する事。
- ・選定機器等が千葉県環境保全条例等法令による規制対象か否かを確認し、対象であれば、基準値以下となるよう検討すること。
- ・設置機器の園内及び管内の搬出入経路・方法を十分検討する事。
- ・既存電気設備に不具合が無いか確認し、対応を検討すること。
- ・各種設備の更新に必要な消防事前協議等の諸官庁協議を行うこと。
- ・工事施工業者等から施工側の意見をヒアリングの上、現実的かつ実施可能な計画とすること。
- ・空調設備改修工事に伴う諸官庁届出リストを作成する。

4 既存設備概要（参考）

○自動制御設備

旧中央監視装置（今回撤去） NEC製 デスクトップ型

新中央監視装置（令和6年度設置済み） a z b i l 製 デスクトップ型

○空調設備

バイオマスボイラー （令和8年度新設予定） 仕様未定

24時間系統ボイラー（既設：今回更新対象） ガス焚 加熱能力 392,000 kcal/h 1台

温水ポンプ （既設：今回更新対象） 7.5 k w 1台、1.5 k w 1台

24時間系統冷凍機 （令和6年度設置済み） 荏原冷熱システム製 型式RHSDW202MV1

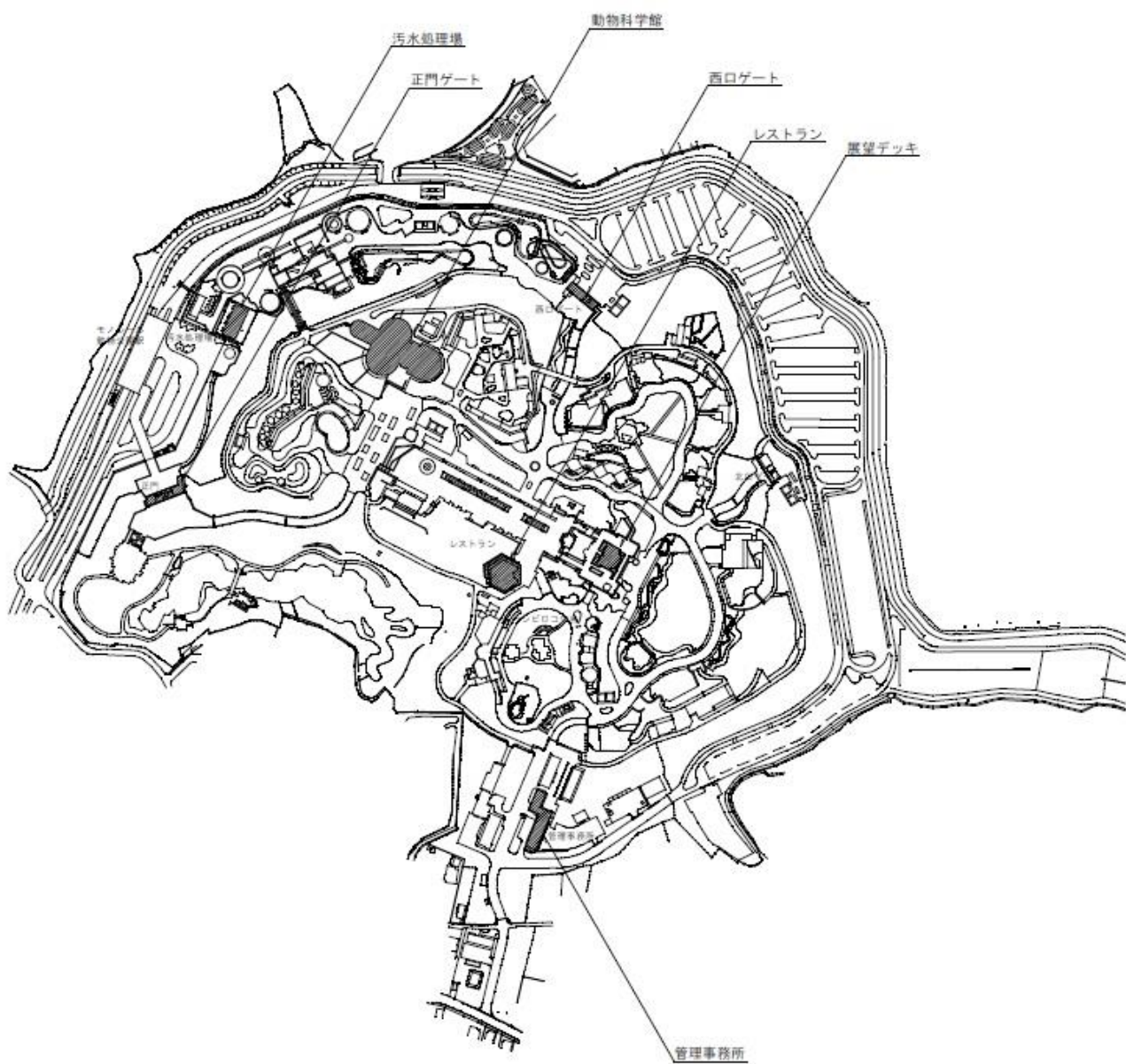
一般系統冷却塔 （既設：今回更新対象）

一般系統冷温水発生機 （令和8年度修繕予定）

24時間系統冷却塔 （令和6年度更新済み） 空研工業製 型式SKB-54S

5 案内図・配置図





配置図